

## 平成 21 年度 第 1 回倉吉市地域公共交通会議について（報告）

1. 日 時 平成 21 年 11 月 16 日（月） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 10 分
  2. 場 所 倉吉市役所 第 2 会議室
  3. 出席者 【委員】 15 名（別紙のとおり）  
【事務局】 向井企画員、大本主任
  4. 目 的 ①平成 21 年 10 月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、倉吉営業圏でも特定地域の指定が受けられることとなり、地域指定に向けた取り組みを報告した。  
②定住自立圏構想に係る広域バス路線の見直しの進め方について、これまでの経過と今後の進め方について報告した。  
③②の進め方にある（仮称）中部地域公共交通協議会で業務委託するための広域路線の見直しの方向性を協議いただいた。
  5. 資 料 別紙（会議案内に同封済み）
  6. 協議内容 以下のとおり
- 

### 1 開 会

（事務局）

開会に先立ちまして、委員の交代がありますので報告します。お手元の委員名簿をご覧くださいと思います。まず倉吉市女性連絡会の山下委員が杉原委員に、私鉄日ノ丸自動車倉吉分会の山浦委員が山根委員に、国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局の竺原委員が但住（たずみ）委員に、中部総合事務所県土整備局の加賀田委員が岡田委員に、倉吉警察署の岡田委員が寺井委員に、倉吉市の増井委員が岡本委員に交代となっております。なお、交代された委員の皆様には委嘱状をお手元のほうにお持ちしておりますのでご確認ください。

なお本日は委員 19 名に対しまして 15 名の出席をいただいておりますので、倉吉市地域公共交通会議設置要綱第 6 条第 2 項の規定による会議開催要件の過半数を満たしていることを報告します。

それでは倉都会長より、開会にあたりまして一言ご挨拶いただきたいと思います。

### 2 会長あいさつ

（倉都会長）

本日はお忙しいところ、倉吉市地域公共交通会議に出席いただき、ありがとうございます。さて前回の開催は平成 20 年 7 月に開催したところであります。また平成 21 年度から「地域公共交通活性化・再生総合事業」の活用によりバス運行の見直しを行うよう協議を行いました。しかし、事務局が中国運輸局及び鳥取運輸支局と協議を行った結果、周辺町との協議を進める必要が明らかとなり、その折に倉吉市が「定住自立圏構想」の先行実施団体に選定されたところです。それらにつきましても本日事務局から報告があることと思いますので、皆様に活発なご意見等をいただければと思いますので、よろしく願います。本日はありがとうございます。

### 3 報告及び協議事項

(事務局説明)

(1) タクシー事業に係る特定地域の指定について・・・資料のP1からP5を説明。

これは、報告事項になります。平成21年10月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、倉吉営業圏でも特定地域の指定が受けられることとなり、鳥取県ハイヤータクシー協会からP4の特定地域指定に係る要望があったものです。要望の内容としましては、鳥取市、米子市に比べても倉吉営業圏域での実働車一日あたりの営業収入も少なく、認可車両数についても自主的に削減されており、現在の状況はぎりぎりのところで経営しているとのこと。もし新規参入等があれば競争による乗務員の労働条件の悪化、強いては乗務員の確保さえも困難な状況となり、地域の公共交通としての役割が果たせない状況となる。そのためにも「特別措置法に基づく特定地域の指定」を中部地区（倉吉営業圏）として受けてほしい。そのためには、国土交通省に倉吉市から地域指定の要請を行っていただきたいとの内容でした。この地域指定を受けることでその地域で新規参入や増車を行う場合に国土交通大臣の認可が必要になることから、P1の下の方に記載しておりますようにメリットとして

- ・ タクシー事業を地域公共交通の手段として位置づけ、地域計画によりタクシー事業の適正化・活性化が図られる。
- ・ 新規参入への抑制を図ることで「地元事業者の保護＝安定した地域公共交通手段の確保」「地域雇用の安定化」が見込まれる。

といったことが考えられることから、本市としましても地域指定に向けた取り組みを進めているところです。

P5のカラースケジュールの緑色部分が倉吉営業圏であります。倉吉市からの要望を提出することで、特定地域の指定は可能ですが、中部4町につきましても営業圏域内ですので11月中旬に各町から同意を得るように考えております。

また各町から同意をいただいた後は、P2の②今後のスケジュールにあるとおり11月中旬に県を通じて国土交通省に地域指定要請を提出し、平成22年4月には地域指定を受けて、それ以降に倉吉市によりタクシー事業に係る協議会を立ち上げ、「地域計画」策定する予定です。タクシー事業に係る協議会は、この倉吉市地域公共交通会議の委員の方を中心とした構成を考えておりますので、その際は御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。以上です。

(倉都会長)

ただいまの説明に関しまして、ご意見等をお願いします。

(穂久委員)

地域指定に係るメリットデメリットが記載されているが、実際に新規参入の動きがあるのかどうか、またタクシー運転手の勤務年数は過去に比べてどうかなどのデータは事務局として持ち合わせているのでしょうか。

(事務局)

新規参入の動きについては、4月に運輸支局に問合せがあったと聞いています。実働1日あたりの収益については鳥取市米子市に比べて低いというデータはいただきましたが、勤務年数等のデータは事業者からはいただいておりません。

(穂久委員)

タクシー運転手の方の入れ代わりが激しいと認識しています。だから今回の地域指定はやむ終えないと考えますが、事務局として公の会議に協議事項として出すのであればデータを整えておいてほしいと思います。本日はタクシー事業者の方も同席しておられるので、一言いただければ。

(鳥取県ハイヤータクシー協会倉吉支部長)

雇用につきましては出入りが激しい状況です。実働1日あたりの収益につきましては平成20年度16,793円で規制緩和になる前の平成13年が22,803円であったので大幅に減額しています。賃金は出来高払制なので、収入の減が雇用の在職年数を短くしている実態はあります。(資料は作成していない)

(竹森委員)

今のタクシー事業者を守る必要があり、公共交通機関の発達していない倉吉市では高齢者にとっても重要です。しかし、資料の中に堂々とデメリットが記載されており、「利用者に不利な状況となる」とありますが、地域指定が本当にいいのかなと心配になります。事業者を守ることも大切だが、まずは利用者が不利になるようではいけないと考えます。

(事務局)

デメリットについては、比較するために記載したものです。競争原理の面から考えたデメリットとして、一般的な事項として記載しており、地域指定後は「地域計画」として市民の意見を取り入れたタクシー事業に係る計画、また事業者においても事業計画を策定しますので利用者に不利な状況は実際にはないと考えます。

(倉都会長)

事業者の思い通りになることは、利用者にとって不利な状況となりやすい面があります。

(小山委員)

ここ近年、タクシー運賃の値上げも行われていない状況です。運賃は認可制であるため、事業者の思いで高く安くはできないものです。全国的に見ると鳥取県内の運賃は、低いほうです。旅館の送迎、NPOによる福祉有償、過疎地有償運送の取り組み等で、どんどん利用者が減っているのが現状です。サービス向上だけでは利用者は増えない状況です。企業では合理化等で努力しているが、経営状況が好転するようなことはありません。地域指定に関して、御理解、御協力をいただきたいと思います。

(倉都会長)

どの業界も自分たちを守ってほしいが、公共交通などは公共性を考慮した基準があるといいですね。

(事務局説明)

(2) 定住自立圏構想に係る広域バス路線の見直しの進め方について・・・資料のP6からP11を説明。

こちらが報告事項になります。P6の資料2にあります定住自立圏構想に係る広域バス路線の見直しの進め方についてですが、この広域バスの見直しにつきましては、昨年7月に開催しました本会議で倉吉市独自で「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用し平成21年度に計画策定するよう委員の方には説明

しておりました。その後中国運輸局や鳥取運輸支局と協議を行っていく中で、倉吉市のバス路線は広域路線が2/3を占めていることから、倉吉市独自では計画策定の効果があまりないのではないか、まずは周辺町との調整が必要であるということになりました。その折、平成21年1月に定住自立圏構想の先行実施団体に倉吉市が名乗りを上げ、選定されました。この定住自立圏構想とは倉吉市を中心市としてその周辺町（中部4町）との連携を強化する取り組みのことで、公共交通のネットワークの確立についても4町と連携して見直していくよう、この9月から協議してまいりましたが、平成22年度から「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用し、地域公共交通総合連携計画を策定していくよう調整ができたところです。なお「定住自立圏構想」と「地域公共交通活性化・再生総合事業」との関係はP7のイメージ図のとおりですが、「地域公共交通活性化・再生総合事業」に取り組むにあたってはオレンジ色の部分の（仮称）中部地域公共交通協議会を新たに設立し実施していく必要があります。（仮称）中部地域公共交通協議会は本会議のメンバーからバス・タクシー事業者、学識経験者、運輸支局、道路管理者、警察を中心にまた市民又は利用者の代表の中から委員に出していただき、各町公共交通会議代表等を合わせた20名程度の委員により構成する予定です。P8には、この（仮称）中部地域公共交通協議会の協議スケジュールを掲載しておりますが、国庫補助事業の執行、地域連携計画(案)策定については、新規に設置する協議会で行い、計画内容についてはそれぞれの市町村の地域公共交通会議を協議会の分科会として位置づけ、承認をいただく予定です。また、スケジュールの中段の6月から7月にあります調査内容の例としましてはP9に掲載しておりますが、公共交通の実態調査、住民ニーズアンケート、基本方針(案)等の作成が主な調査・研究内容となります。なお、この地域連携計画策定後に取り組みが可能な国庫補助1/2の実証運行につきましては、周辺町・事業者等と協議の上で実施していくこととなりますので、確定しているものではありません。以上です。

（但住委員）

地域公共交通活性化・再生総合事業については、政権交代に伴い刷新会議で見直し事業にあがっています。現段階では、来年度事業についてはなんともいえない状況です。連携計画策定については定住自立圏構想の補助メニューでもあり、また地域公共交通活性化・再生総合事業としても取り組みます。取り組み場合はどちらか一方となりますが、取り組みにあたって鳥取市では、生活交通会議（過疎地有償・福祉有償・地域公共交通会議・補助事業に係る法定協議会を一本化）で行われていることを参考にしてください。

（事務局）

補足説明ですが、広域バス路線の体系図のイメージがP14にあります。西倉吉⇄倉吉駅を經由して各町に運行されている状況です。広域路線とは複数市町村をまたがっているものです。

（竹森委員）

協議会で見直しを検討していき、倉吉市の住民の利便性を高めるための計画策定なのでしょうか。今の路線を利用者が少ないから削減したり、利用者があるから路線新設等を行うのでしょうか。

（事務局）

次の協議事項で説明していきますが、利用の少ない路線を全て削減するような計画ではありません。

（倉都会長）

次の協議事項の説明後に併せて協議を行います。

(事務局)

(3) 路線バスに係る見直しの方向性について・・・資料のP12からP14を説明。

こちらは協議事項になります。まず、見直しの方向性の必要性についてですが、先ほどの定住自立圏構想に係る広域バス路線の見直しの進め方にありました連携計画策定において、公共交通のネットワーク化を図るための調査・研究をコンサルタント会社等に委託する必要があります。委託業務を発注する上で、協議会としてどのような調査・研究業務を行うのか仕様書を作成する必要があります。そのため倉吉市として広域路線バス等の見直しの青写真を描いて、周辺町との協議を行い、中部全体の公共交通ネットワークとして青写真を描く必要があります。その青写真に従い、P9の調査業務内容を発注することとなります。P12には平成18年10月の倉吉市交通対策審議会からの路線バス見直しのパターンについての答申を掲載しておりますが、乗車密度の低い中山間地域に乗継施設を設置して、中山間地域への運行回数の調整を行うフィーダー(乗継)化、国庫補助路線を幹線としてその先に乗継施設を設置し、乗継施設以降をデマンド交通・コミュニティーバスの運行に切り替える等の案が答申されています。この答申に従い、P13に倉吉市で考えられる見直しのイメージ図を作成しました。見直しの方向性としては、

#### ①広域路線

乗継施設を設置し、倉吉市及び周辺町にとって真に必要な便数を確保する。また、各町における運行については乗継施設及びJRへ集約する。

#### ②単市路線

倉吉駅⇄西倉吉間については環状運行を基本として、北谷・高城・関金線については西倉吉に集約し乗り換え。便数を調整する。

というように考えております。

このイメージ図については、今後このように見直すという確定した計画ではなく、調査業務内容を検討するためのものであり、例えば西倉吉を乗継としているが、このような運行となった場合に利用者がどのように考えるのか、西倉吉⇄倉吉駅間を循環運行することはどうか等のアンケートデータを収集し、そのデータをもとに(仮称)鳥取中部地域公共交通協議会で地域連携計画素案を策定し、最終的にはこの公共交通会議で総合連携計画を審議することとなります。また、乗継施設を設置することで現在の国庫補助路線の要件である

- ・ 複数市町村をまたがる路線で運行距離が10km以上
- ・ 路線の運行回数が3往復以上
- ・ 輸送量15人以上

から外れる路線ができてしまうため、市からの補助金が増大することも考えられます。まずは、委託業務を発注し平成22年度にアンケートなどの調査・研究を行って、それらの資料を総合的に判断し計画案を策定していくこととなります。なお、単市路線については倉吉市の意見で計画策定できますが、広域路線については各町との調整が必要になります。説明は以上です。

(穂久委員)

西倉吉を乗継というのはいいが、土地の確保など事業者との調整がなされているか心配します。今後の調整だと思うが、公の案なので事業者との調整は済んでいるのでしょうか。

(事務局)

事業者にはイメージ図等を事前に見ていただいているが、現実的かどうか詳細については協議しておりません。このイメージ図はアンケート等データ収集を行うための青写真であり、データに基づき実際に計

画策定を行なう段階で事業者との調整が必要になってきます。

(穉久委員)

細かい調整は後になるかもしれないが、イメージ図があるとそうなるのだと認識してしまいます。絵を描くまでに事業者の意見をもっと聞いておくべきだと思います。

(竹森委員)

既存の状況を少し変更するのではなく、新しいバスの体系を考えるのであれば、このような計画策定は必要だと思います。

(倉都会長)

あくまで意見をいただくためのたたき台だと思うが、利用者の意見をよく聞き、業務委託を行い策定していくことが大切だということを委員は言いたいのです。

(山下委員)

イメージ図は倉吉市が考えられたのですか。大胆であり、西倉吉の乗り継ぎにしても、用地の問題等もあるが、乗継が西倉吉では通院・通学者が利用しにくいのではないのでしょうか。乗継をもう少し市内に延ばせば、例えばパークスクエアもあるので検討してはどうでしょうか。赤碕線は北栄町で乗継になっており駅に集約することとなっていますが、駅間の住民はどうするのでしょうか。市内の環状運行はどのようなルートを考えているのでしょうか。三朝、湯梨浜も倉吉駅で乗継であるが、これも利用者からするとどう思われるのでしょうか。計画策定ではコンサルタントに委託となるが、住民の意見を聞いていただき、よく検討してください。

(倉都会長)

住民の意見をよく聞いて、計画策定していただけるのですね。

(事務局)

住民・利用者アンケートを業務の中に盛り込んでデータ等を収集するように考えています。

(山下委員)

バス事業者は乗降調査により乗降客のデータがあり、どのような乗車状況かわかります。また三朝町においても乗降調査を独自で行っているので、データがそろそろ出てくると思います。とにかく住民の意見を聞いて策定していただきたい。

(衣笠委員)

事業者には低床バスの導入を行っていただいているが、西倉吉で乗継となれば利用がしにくくなると思います。また高齢化が進めば乗継が困難となってきます。乗継が多いバス体系は利用しにくいと思います。

(竹森委員)

乗継と書いてはあるが、都会でも乗継施設を経由して乗ったままの運行もあります。

(事務局)

利用者の方からのご意見として伺います。

#### 4 意見交換

(倉都会長)

皆さんのほうから日頃の公共交通に対するご意見をいただきたいと思います。

(小山委員)

鳥取空港連絡バスについては日ノ丸自動車から引き継いで日ノ丸ハイヤーが運行することとなり、現在申請中です。日ノ丸ハイヤーが運行することとなった場合は朝 1 便（5：45 倉吉駅出発）を経費節減のためジャンボタクシー（9 人乗り）の完全予約制にすることを考えています。（完全予約制であり 9 名以上となった場合は追加し車両を運行する）中部各町には事前の状況説明を行ったところですが、委員の皆さんにも御理解・御協力いただきたいと思います。

(竹森委員)

朝 1 便をよく利用しているが、荷物が大きければ、9 人乗れるのでしょうか。また当日でも空きがあれば乗れるのでしょうか。

(小山委員)

荷物は受付のときに確認する予定です。当日でも空きがあれば乗車可能となるようにしたいと思います。

(倉都会長)

タクシーに係る特定地域指定のスケジュールで 11 月中に各町から同意を取るようになっていますが、状況はどうでしょうか。

(事務局)

11 月上旬に各町に対し照会文書を送付し、湯梨浜町、三朝町から既に同意の回答をいただいたところで、残る 2 町についても事前に説明し了解はいただいております。

(倉都会長)

来年 4 月 1 日には指定をいただける予定になっているが、政権交代に係る影響はあるのでしょうか。

(但住委員)

地域指定については、民主党もタクシー事業の活性化について動きがありましたので、特に問題ないと考えています。この 10 月 1 日で指定を行うことも不可能ではありませんでしたが、周辺町の同意を取るよう倉吉市が判断されました。取り組みについては早めに行われていることから問題ないと考えています。

#### 5 その他（次回開催予定）

(事務局)

次回開催をダイヤ改正や以後の連携計画策定に係る各種取り組みの状況を見まして、年明けの 2 月頃に予定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。